

「指定介護予防短期入所生活介護」重要事項説明書

(空床型ユニット型・併設事業所ユニット型)

特別養護老人ホーム 明 翔 苑

当事業所は介護保険の指定を受けています。

(松江市指定 第3270190113号)

当事業所はご契約者に対して指定介護予防短期入所生活介護サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意くださいことを次の通り説明します。

※ 当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要支援1・2」と認定された方が対象となります。要介護認定をまだ受けていない方でもサービスの利用は可能です。

◆◆目次◆◆

1. 事業者.....	1
2. 事業所の概要.....	2
3. 職員の配置状況.....	4
4. 当事業所が提供するサービスと利用料金.....	5
5. 苦情の受付について.....	9
6. 事業継続計画の策定等.....	9
7. 身体拘束の禁止.....	10
8. 虐待防止に関する事項.....	10
9. 衛生管理等.....	10
10. 事故発生時の対応について.....	10
11. 緊急時の対応について.....	11
12. 非常災害対策.....	11
13. 第三者評価について.....	11

1. 事業者

- | | |
|-----------|----------------------|
| (1) 法人名 | 社会福祉法人 豊心会 |
| (2) 法人所在地 | 島根県松江市西浜佐陀町1399番地34号 |
| (3) 電話番号 | 0852-36-3010 |
| (4) 代表者氏名 | 理事長 武部 幸一郎 |
| (5) 設立年月 | 平成13年12月21日 |

2. 事業所の概要

(1) 事業所の種類

指定介護予防短期入所生活介護事業所・平成16年4月1日指定
島根県第3270190113号

※当事業所は特別養護老人ホーム明 翔 苑に併設されています。

(2) 事業所の目的

利用者1人1人の意思及び人格を尊重し、利用前の居宅における生活と利用中の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、ユニットにおいて利用者が相互に社会的関係を築き、自立的な日常生活を営むことを支援します。能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るように、入浴・排泄・食事等の介護、その他の日常生活上のお世話等を行うことにより、利用者の心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとする。

(3) 事業所の運営方針

- 1 介護予防短期入所生活介護は、ユニットにおいて利用者がそれぞれの役割を持って生活を営むことができるよう配慮して行うものとする。
- 2 介護予防短期入所生活介護は、利用者のプライバシーの確保に配慮して行うものとする。
- 3 介護予防短期入所生活介護は、利用者の自立した生活を支援することを基本として、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するようその者の心身の状況等を常に把握しながら、適切に行うものとする。
- 4 介護予防短期入所生活介護の提供に当たっては、利用者がその有する能力を最大限活用する事ができるような方法によるサービスの提供に努めると共に、利用者とのコミュニケーションを十分に図る事とその他の様々な方法により、利用者が主体的に事業に参加するように適切な働きかけに努めるものとする。
- 5 介護予防短期入所生活介護は、主治の医師又は協力医から情報伝達やサービス担当者会議を通じる等の適切な方法により、利用者の心身の状況及び日常生活全般の状況を適格に把握し、これらを踏まえ、相当期間以上にわたり継続して入所する事が予定される利用者については、短期入所生活介護計画を作成し、その目標を設定し、計画的に行なうものとする。
- 6 介護予防短期入所生活介護事業所の従業者は、短期入所生活介護の提供に当たっては、親切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行なうものとする。
- 7 介護予防短期入所生活介護事業者は、短期入所生活介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束等を行わないものとする。

8 介護予防短期入所生活介護事業者は、前項の身体拘束等を行なう場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録を行なうものとする。

9 介護予防短期入所生活介護事業者は、自らその提供する短期入所生活介護の質の評価を行い、常にその改善を図るものとする。

10 介護予防

短期入所生活介護事業者は、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、市町村、他の予防介護サービス事業所、その他の保険医療サービス及び福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。

- (4) 事業所の名称 特別養護老人ホーム 明 翔 苑
- (5) 事業所の所在地 島根県松江市西浜佐陀町1399番地34
- (6) 電話番号 0852—36—3010
- (7) 施設長氏名 武部 幸一郎
- (8) 設立年月 平成16年4月1日
- (9) 営業日及び営業時間

営業日	年中無休
受付時間	8時30分 ～ 17時30分

(10) 利用定員 10人 (併設ユニット型特別養護老人ホーム)

(11) 居室等の概要

当事業所では以下の居室・設備をご用意しています。利用される居室は、原則として個室です。

階 数	ユニット数	ユニットの定員	備 考
1階	1ユニット	10人	
合 計	1ユニット	10人	
居室内の様子	各 数	備 考	
ベッド	一基		
たんす	1台		
洗面台	1箇所		
トイレ	1箇所	2部屋に1箇所	

☆居室の変更:ご契約者から居室の変更希望の申し出があった場合は、居室の空き状況により施設でその可否を決定します。また、ご契約者の心身の状況により居室を変更する場合があります。その際には、ご契約者やご家族等と協議のうえ決定するものとします。

3. 職員の配置状況

当事業所では、ご契約者に対して指定介護予防短期入所生活介護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

〈主な職員の配置状況〉※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職種	人数	備考
1. 施設長(管理者)	1名	施設を代表し、職員の管理及び業務の管理を統括します
2. 介護職員	配置基準以上	入浴、清拭、排泄、離床、着替え等の日常生活の介助を致します
3. 生活相談員	2名	心身の状況及びその置かれている環境などの的確な把握に努め、ご利用者様やご家族様に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行います
4. 看護職員	配置基準以上	健康状態に注意し、医師の指示に基づき、健康保持のための看護を行います
5. 機能訓練指導員	1名	日常生活を営むのに必要な機能を回復し、又はその減退を防止するための訓練を行います
6. 介護支援専門員	1名	施設サービス計画の作成に関する業務を行います
7. 医師(嘱託医)	2名	ご利用者様の健康の状況に注意し、健康維持のための適切な措置を講じます(特別養護老人ホーム)
8. 管理栄養士	2名	栄養管理業務、食品の衛生管理業務を行います
9. 事務員	4名	必要な事務を行います

〈主な職種の勤務体制〉

職種	勤務体制
1. 医師(嘱託医)	毎週火曜日 13:30～15:30 毎週金曜日 13:30～15:30
2. 介護職員	標準的な時間帯における最低配置人員 早出: 6:30～15:30 日勤: 8:30～17:30 遅出: 10:00～19:00 夜勤: 17:30～8:30
3. 看護職員	標準的な時間帯における最低配置人員 日勤: 8:30～17:30分
4. 機能訓練指導員	標準的な時間帯における最低配置人員 日勤: 8:30～17:30分
5. 生活相談員	標準的な時間帯における最低配置人員 日勤: 8:30～17:30分

※ 日中については、ユニットごとに常時1名以上の介護職員を配置し、夜間及び深夜については、2ユニットごとに1名以上の介護職員を配置します。

4. 当施設の利用料金と提供するサービス

〈サービス利用料金(1日あたり)〉(契約書第8条参照)

下記の料金表によって、ご契約者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額(自己負担額)をお支払い下さい。(サービス利用料金は、ご契約者の要介護度に応じて異なります。)

1. ご契約者様の要介護度 サービス利用料金	要支援1 5,290 円	要支援2 6,560 円
2. サービス利用に係る 自己負担額(1割)	529 円	656 円
サービス利用に係る 自己負担額(2割)	1,058 円	1,312 円
サービス利用に係る 自己負担額(3割)	1,587 円	1,968 円
3. 居住費に係る自己負担額	2,400 円 全室一律(個室料・光熱費・維持管理費・備品利用費・修繕費等が含まれます)	
4. 食事に係る自己負担額	合計 1,800 円 (朝食 350 円・昼食 800 円・夕食 650 円)	
5. 自己負担額合計(1割) (2+3+4)	4,729 円	5,856 円
自己負担額合計(2割) (2+3+4)	5,258 円	5,512 円
自己負担額合計(3割) (2+3+4)	5,787 円	6,168 円

当施設の居住費・食費の負担額

☆ 世帯全員が市町村民税非課税者及び生活保護を受けている場合は、施設利用の居住費・食費の負担を軽減されます。（*朝食のみ食べて帰られた時は朝食代をいただきます。）

対象者		区分	居住費 (ユニット型個室)	食費
生活保護受給者		利用者負担 段階1	820	300
市町村民税 非課税世帯 全員が	高齢福祉年金受給者	利用者負担 段階2	820	600
	課税年金収入額と合計所得金額の 合計が80万円以下の方			
	利用者負担第2段階以外の方(課税年金 収入80万円超 120万円以下の方など	利用者負担 段階3①	1,310	1,000
	利用者負担第2段階以外の方(課税年金 収入120万円超266万円未満の方など	利用者負担 段階3①	1,310	1,300
上記以外の方		利用者負担段階 4	施設との契約により設定されます。な お、所得の低い方に補足的な給付を 行う場合に基準となる平均的な費用額 は次の通りです。	
			2,400	1,800

(1) 介護保険の給付の対象となるサービス(契約書第4条参照) *

以下のサービスについては、滞在費・食費を除き利用料金の大部分(通常 9 割)が介護保険から給付されます。

〈サービスの概要〉

① 療養食加算 8円/1回あたり

・契約者の年齢・病状等に対応した栄養量及び内容を有する治療食の提供を行います。

② 送迎加算 184円/片道

・契約者の心身の状態、家族等の事情等からみて送迎が必要と認められる契約者に対して自宅から当苑までの送迎を行います。

(松江市地域以外の送迎は1kmあたり10円でプラスされます)

③ 生活機能向上連携加算 200円/月あたり

・訪問リハビリテーション・通所リハビリテーションを実施している事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設の理学療法士・作業療法士・医師が、当事業所に訪問し共同でアセスメントを行い個別機能訓練計画を作成し訓練を行います。

個別機能訓練計画の進捗状況を3か月ごとに1回以上評価し、必要に応じて計画・訓練内容等の見直しを行います。

④ 個別機能訓練加算 56円/1日あたり

・状態に合わせて計画書を作成し、計画書に基づき訓練を行い、記録・評価を行います。

⑤ 認知症専門ケア加算 3円/1日あたり

- ・認知症介護に係る専門的な研修を修了している者を、対象者の数が20人未満である場合は1人以上配置しチームとして専門的な認知症ケアを実施。
- ・当事業所の利用者の総数のうち、日常生活に支障をきたすおそれのある症状や行動が認められることから介護を必要とする認知症の方の占める割合が2分の1以上の場合。

⑥ サービス提供体制強化加算Ⅰ(イ) 22円/1日あたり

- ・介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が80%以上。
- ・勤続10年以上介護福祉士35%以上。

⑧ 介護職員等処遇改善加算(Ⅰ) 単位数の総合計の14.0%

☆ご契約者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます(償還払い)。また、居宅サービス計画が作成されていない場合も償還払いとなります。償還払いとなる場合、ご契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

☆介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更します。

⑨ 口腔連携強化加算 50円/1回

- ・必要に応じて、厚生労働大臣が定める基準における歯科医療機関の歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士に口腔の健康状態の評価や在宅診療の提供等について相談すること。

⑩ 生産性向上推進体制加算(Ⅰ) 100円/1月あたり

- ・(Ⅱ)の要件を満たしていること。
- ・見守り機器等のテクノロジーを複数導入していること。1年以内ごとに1回、業務改善の取組による効果を示すデータの提供を行うこと。

⑪ 生産性向上推進体制加算(Ⅱ) 10円/1月あたり

- ・委員会の開催や必要な安全対策を講じた上で、生産性向上ガイドラインに基づいた改善活動を継続的に行っていること。
- ・見守り機器等のテクノロジーを1以上導入していること。

(2) 介護保険の給付対象とならないサービス(契約書第5条、第8条第2項参照)*

以下のサービスは、利用料金の全額がご契約者の負担となります。

〈サービスの概要と利用料金〉

① 特別な食事：要した費用の実費

契約者のご希望に基づいて特別な食事を提供します。

② おやつ代:1日150円(お茶・お菓子代)

③ 理髪：2,500円(ご利用者様の状態により理容師2人体制の場合は500円増し)

理容師の出張による散髪をご利用いただけます。

④ レクリエーション、クラブ活動：材料代等は実費

ご契約者の希望によりレクリエーションやクラブ活動に参加していただくことができます。

⑤ 複写物の交付:実費

ご契約者は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要とす

る場合には実費をご負担いただきます。

⑥ **日常生活上必要となる諸費用:実費**

日常生活品の購入代金等ご契約者の日常生活に要する費用でご契約者に負担いただくことが適当であるものにかかる費用を負担いただきます。

⑦ **洗濯代:無料**

苑で行いますが、乾燥機にかけますので縮まない衣類のご用意をお願いいたします。

(3) **利用料金のお支払い方法 (契約書第8条参照)**

前記(1)、(2)の料金・費用は、ご利用期間分の合計金額を翌月20日までにお支払い下さい。下記の金融機関口座から自動引き落としをお願い致します。

1. 金融機関口座からの自動引き落とし(手数料は自己負担です) ご利用できる金融機関:山陰合同銀行・郵便局・島根銀行 * なお、金融機関口座からの自動引き落としが難しい方は事務にご相談ください
--

☆経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う2か月前までにご説明します。

☆ご利用料金を1か月以上滞納されますと、それ以降の当施設のサービスが利用出来なくなる可能性がありますので、利用料金は必ずお支払い下さいますようお願い致します。

(4) **利用の中止、変更、追加 (契約書第9条参照)**

○利用予定期間の前に、ご契約者の都合により、短期入所生活介護サービスの利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合にはサービスの実施3日前までに在宅の介護支援専門員・当施設の生活相談員に申し出て下さい。

○利用予定日の3日前までに申し出がなく、前日及び当日になって利用の中止の申し出をされた場合、取消料として下記の料金をお支払いいただく場合があります。但し、ご契約者の体調不良等正当な事由がある場合は、この限りではありません。

利用予定日の3日前までに申し出があった場合	無料
利用予定日の前日までに申し出があった場合	当日の利用料金の50%
利用予定日に申し出があった場合	当日の利用料金の100%

○サービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所の稼働状況により契約者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時を契約者に提示して協議します。

○ご契約者がサービスを利用している期間中でも、利用を中止することができます。その場合、既に実施されたサービスに係る利用料金はお支払いいただきます。

5. 苦情の受付について（契約書第 22 条参照）

(1) 事業所における苦情の受付

事業所における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

○苦情受付窓口(担当者)

[職名]	生活相談員	古曳 有香
		金森 えみ
	介護支援専門員	和田 幸子

(Tel 0852-36-3010)

第三者委員	金築 育代
-------	-------

(Tel 0852-22-3394)

井戸 英夫

(Tel 0852-36-8256)

○受付時間 毎週月曜日～金曜日
8:30 ～ 17:30

(2) 苦情処理体制ならびに手順

苦情があった場合は、サービス提供者から状況を確認の上で誠意を持って適切に対処する。

問題の解決が困難な場合においては、苦情事故対策委員会並びに関係機関を交えた検討会議を開催して対策を講じ対処する。

(3) 行政機関その他苦情受付期間

島根県介護保険相談センター	所在地:松江市殿町128(島根県高齢者福祉課) 電話番号:0852-25-2011
島根県運営適正化委員会	所在地:松江市東津田町174-3 電話番号:0852-32-5913
松江市役所 介護保険課	所在地:松江市末次町86 電話番号:0852-55-5689
国民健康保険団体連合会	所在地:松江市学園南1-7-14 電話番号:0852-21-2113

6. 業継続計画の策定等

(1) 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定介護老人福祉施設の提供を継続的に実施する為、及び非常時の体制で早期の業務再開を図る為の計画（以下「事業継続計画」という。）を策定し、当該事業継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

(2) 事業所は、豊心会が設置する非常災害に関する対策を検討する委員会（テレビ会議装置活用して行うことができるものとし、概ね3ヶ月に1回以上開催）に出席するとともに、その結果について、従事者に周知徹底を図る。

- (3) 事業所は、従事者に対し、事業継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
- (4) 事業所は、定期的に事業継続計画の見直しを行い、必要に応じて事業継続の変更を行うものとする。

7. 身体拘束の禁止

- (1) 事業所は、サービスの提供にあたっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行わないものとする。
- (2) 事業所は、やむを得ず身体拘束を行う場合には、その対応及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録するものとする。
- (3) 事業所は、身体拘束等の適正化を図るため、必要な措置を講ずるものとする。第

・8. 虐待防止に関する事項

- 1 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待の防止等のため次の措置を講ずるものとする。
 - (1) 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
 - (2) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
 - (3) その他虐待防止のために必要な措置
- 2 事業所はサービス提供中に当事業所従業者及び擁護者（利用者の家族等高齢者を現に擁護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに市町村に通報するものとする。

9. 衛生管理等

- (1) 事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。
- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ会議装置活用して行うことができるものとする）を概ね3ヶ月に1回以上開催するとともに、その結果について、従事者に周知徹底を図る。
- (3) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。

10. 事故発生時の対応について

当施設における事故発生時の対応は、以下のとおりです。

- (1) ご利用者に対する介護サービスの提供にあたって事故が発生した場合は、速やかにご利用者のご家族、ご利用者の後見人、市町村等関係者に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
- (2) ご利用者に対する介護サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、ご利用者の状態に応じて、損害賠償を速やかに行います。
- (3) 事故が発生した際には、その原因を解明し、再発を防ぐために苦情事故対策委員会で対策を講じます。

1 1. 緊急時の対応について

当施設において、サービス提供を行っている際にご利用者に病状の急変が生じた場合は、速やかに嘱託医師及びあらかじめ定めている協力医療機関へ連絡及び必要な措置を講じます。また、ご家族に速やかに連絡いたします。

1 2. 非常災害対策

施設は、非常災害に関する具体的計画を別に定めるとともに、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を次のとおり実施する。

- (1) 避難、救出訓練 年2回
- (2) 消火訓練 年2回
- (3) 通報訓練 年2回

1 3. 第三者評価について

当施設は、第三者評価をおこなっておりません。

〈重要事項説明書付属文書〉

1. 事業所の概要

- (1) 建物の構造 鉄筋コンクリート造 地上3階
- (2) 建物の延べ床面積 2886.84㎡
- (3) 併設事業

当施設では、次の事業を併設して実施しています

「ユニット型特別養護老人ホーム」	平成16年4月1日指定 松江市第3270190113号 定員55名
「地域密着型通所介護」	令和5年3月1日指定 松江市第3270100971号 定員18名
「地域密着型通所介護(総合事業)」	令和5年3月1日指定 松江市第3270100971号 定員10名

2. 職員の配置状況

〈配置職員の職種〉

介護職員・・・ご契約者の日常生活上の介護並びに健康保持のための相談・助言等を行います。

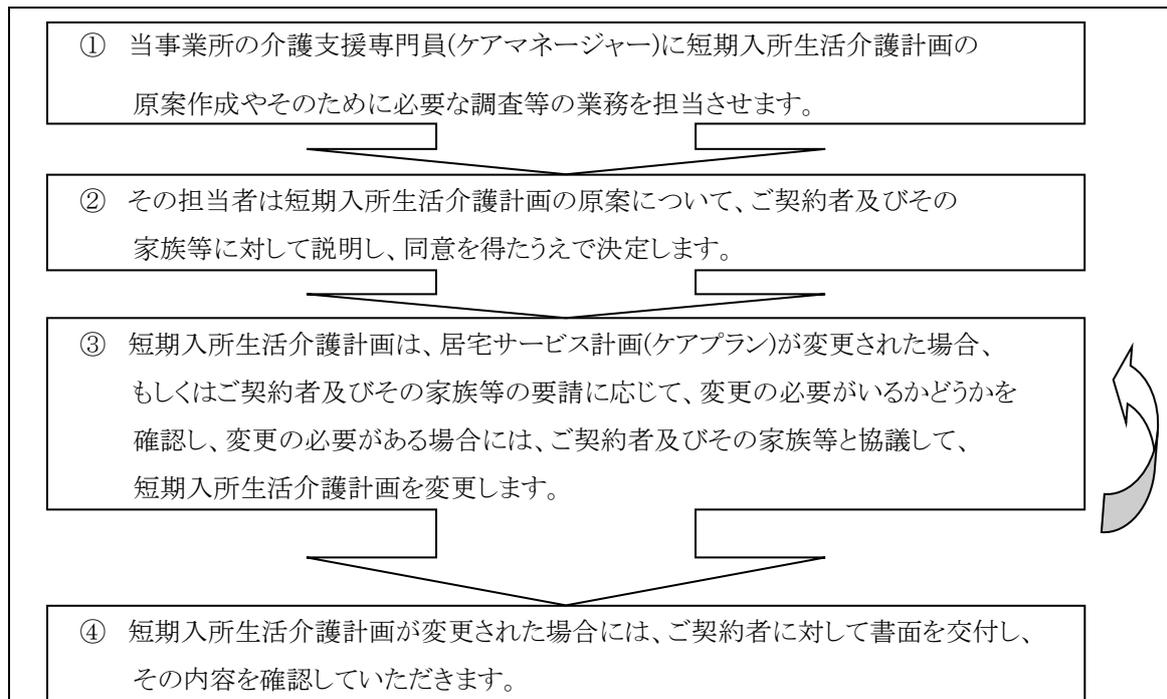
生活相談員・・・ご契約者の日常生活上の相談に応じ、適宜生活支援を行います。

看護職員・・・主にご契約者の健康管理や療養上の世話をしますが、日常生活上の介護、介助等も行います。

機能訓練指導員・・・ご契約者の機能訓練を担当します。

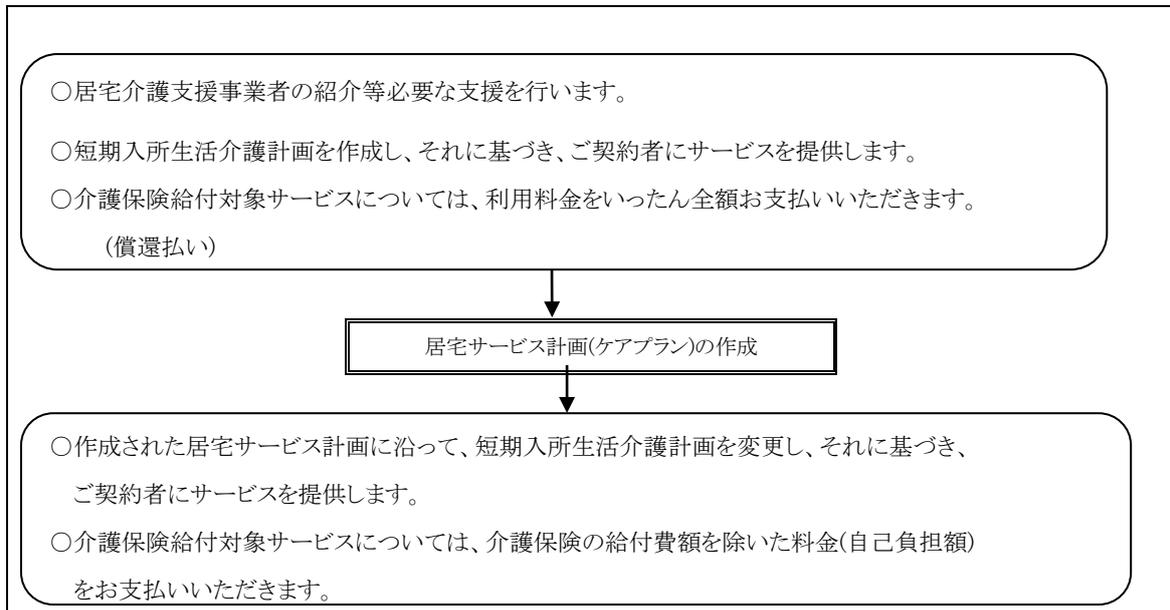
3. 契約締結からサービス提供までの流れ

(1)ご契約者に対する具体的なサービス内容やサービス提供方針については、「居宅サービス計画(ケアプラン)」がある場合はその内容を踏まえ、契約締結後に作成する「短期入所生活介護計画」に定めます。契約締結からサービス提供までの流れは次の通りです。(契約書第3条参照)

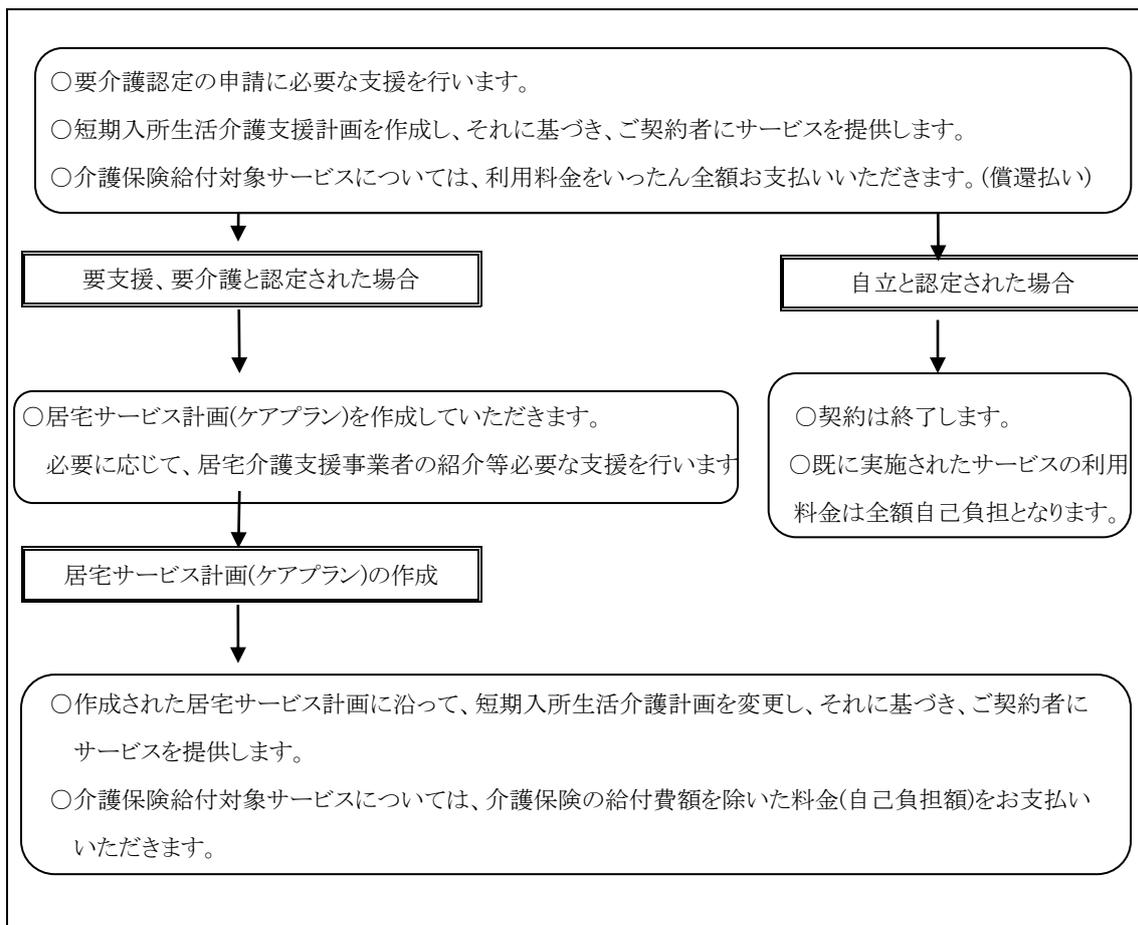


(2) ご契約者に係る「居宅サービス計画(ケアプラン)」が作成されていない場合のサービス提供の流れは次の通りです。

① 要介護認定を受けている場合



② 要介護認定を受けていない場合



4. サービス提供における事業者の義務（契約書第 11 条、第12 条参照）

当事業所では、ご契約者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

- ① ご契約者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮します。
- ② ご契約者の体調、健康状態からみて必要な場合には、医師又は看護職員と連携のうえ、ご契約者から聴取、確認します。
- ③ ご契約者に提供したサービスについて記録を作成し、2年間保管するとともに、ご契約者又は代理人の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。
- ④ ご契約者に対する身体的拘束その他行動を制限する行為を行いません。
但し、ご契約者又は他の利用者等の生命、身体を保護するために緊急やむを得ない場合には、記録を記載するなど、適正な手続きにより身体等を拘束する場合があります。
- ⑤ ご契約者へのサービス提供時において、ご契約者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合には、速やかに主治医又はあらかじめ定めた協力医療機関への連絡を行う等必要な処置を講じます。
- ⑥ 事業者及びサービス従事者又は従業員は、サービスを提供するにあたって知り得たご契約者又はご家族等に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏洩しません。（守秘義務）
但し、ご契約者に緊急な医療上の必要性がある場合には、医療機関等にご契約者の心身等の情報を提供します。又、ご契約者との契約の終了に伴う援助を行う際には、あらかじめ文書にて、ご契約者の同意を得ます。

5. サービス利用に当たっての留意事項（運営規定第 11 条）

- 1 サービスの利用に当たって、利用者又はその家族は、利用当日の利用者本人の心身の状況を事業所の職員に申告しなければならないものとする。
- 2 前項に掲げるもののほか、当該事業所の利用に当たっては、事業所の職員の指示に従うものとする。

(1) 持ち込の制限*

利用にあたり、ペット等は原則として持ち込むことができません。

(2) 面会

面会時間 10:00～15:00

* 来訪者は必ずその都度面会簿に必要事項を記入して下さい。

(3) 施設・設備の使用上の注意（契約書第13条参照）

- 居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従って利用してください。
- 故意に、又はわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設、設備を壊したり、汚したりした場合には、ご契約者に自己負担により現状に復していただくか、又は相当の代価をお支払いいただく場合があります。
- ご契約者に対するサービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には、ご契約者の居室内に立ち入り、必要な措置を取ることができるものとします。但し、その場合、ご本人のプライバシー等の保護について、十分な配慮を行います。
- 当事業所の職員や他の利用者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うことはできません。

(4) 喫煙

利用者の喫煙は禁止です。

(5) サービス利用中の医療の提供について

医療を必要とする場合には、ご契約者の希望により、下記協力医療機関において診療や入院治療を受けることができます。(但し、下記医療機関での優先的な診療・入院治療を保障するものではありません。又、下記医療機関での診療・入院治療を義務づけるものでもありません。)

協力医療機関

医療機関の名称	診療科
松江市立病院	総合(急性期病院)
松江赤十字病院	総合(急性期病院)
松浦歯科医院	歯科

6. 損害賠償について (契約書第 14 条、第 15 条、第 16 条参照)

当事業所において、事業者の責任によりご契約者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします。

但し、その損害の発生について、契約者に故意又は過失が認められる場合には、契約者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。

7. サービス利用をやめる場合 (契約の終了について)

契約の有効期間は、契約締結の日から契約者の要介護認定の有効期間満了日までですが、契約期間満了の3日前までに契約者から契約終了の申し入れがない場合には、契約は更に同じ条件で更新され、以後も同様となります。

契約期間中は、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当事業所との契約は終了します。(契約書第16条参照)

- ① ご契約者が死亡した場合
- ② 要介護認定によりご契約者の心身の状況が自立と判定された場合
- ③ 事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
- ④ 施設の滅失や重大な毀損により、ご契約者に対するサービスの提供が不可能になった場合
- ⑤ 当事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- ⑥ ご契約者から解約又は契約解除の申し出があった場合(詳細は以下をご参照下さい。)
- ⑦ 事業者から契約解除を申し出た場合(詳細は以下をご参照下さい。)

(1) ご契約者からの解約・契約解除の申し出（契約書第 18 条、第 19 条参照）

契約の有効期間であっても、ご契約者から利用契約を解約することができます。その場合には、契約終了を希望する日の3日前までに解約届出書をご提出ください。

但し、以下の場合には、即時に契約を解約・解除することができます。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">① 介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合② ご契約者が入院された場合③ ご契約者の「居宅サービス計画(ケアプラン)」が変更された場合④ 事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める短期入所生活介護サービスを実施しない場合⑤ 事業者もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合⑥ 事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失によりご契約者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合⑦ 他の利用者がご契約者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合 |
|---|

(2) 事業者から契約解除の申し出（契約書第 20 条参照）

以下の事項に該当する場合には、本契約を解除させていただくことがあります。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">① ご契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合② ご契約者による、サービス利用料金の支払いが1か月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合③ ご契約者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合 |
|--|

(3) 契約の終了に伴う援助（契約書第 17 条第 2 項参照）

契約が終了する場合には、事業者はご契約者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、必要な援助を行うよう努めます。

附則

この事項は平成17年11月1日より施行する。
この事項は平成18年11月1日より施行する。
この事項は平成18年12月21日より施行する。
この事項は平成19年1月6日より施行する。
この事項は平成19年4月1日より施行する。
この事項は平成20年4月1日より施行する。
この事項は平成20年6月1日より施行する。
この事項は平成21年4月1日より施行する。
この事項は平成22年6月1日より施行する。
この事項は平成23年4月1日より施行する。
この事項は平成23年7月1日より施行する。
この事項は平成24年4月1日より施行する。
この事項は平成24年5月1日より施行する。
この事項は平成25年12月1日より施行する。
この事項は平成26年4月1日より施行する。
この事項は平成27年4月1日より施行する。
この事項は平成28年4月1日より施行する。
この事項は平成29年4月1日より施行する。
この事項は平成30年4月1日より施行する。
この事項は令和元年10月1日より施行する。
この事項は令和2年9月1日より施行する。
この事項は令和3年4月1日より施行する。
この事項は令和3年6月16日より施行する。
この事項は令和3年8月1日より施行する。
この事項は令和4年10月1日より施行する。
この事項は令和5年4月1日より施行する。
この事項は令和6年4月1日より施行する。
この事項は令和6年6月1日より施行する。
この事項は令和6年7月1日より施行する。

令和 年 月 日

指定介護予防短期入所生活介護サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

【説明者】

指定介護予防短期入所生活介護 明翔苑
職 名 氏 名

私は、上記同意書の内容について事業者から説明を受けました

【事業者】

住 所 松江市西浜佐陀町 1399-34
事業者名 社会福祉法人豊心会
特別養護老人ホーム 明翔苑
代表者氏名 理事長 武部 幸一郎

【利用者】

住 所
氏 名

【代理人】

住 所
氏 名
続 柄